

伊達市第1次総合計画の施策として暮らしの利便性を高める公共交通の充実が掲げられています。事業の一つとして、10月1日より月館・霊山地区でデマンド型乗合タクシーの試験運行が開始されます。公共交通は、特に高齢者や通学者など車を運転しない人々



佐々木 彰 議員

Q

今後の公共交通について

の足の確保が求められており、多様な事項に対応することが迫られています。現在設置されている伊達市公共交通活性化協議会の進捗状況を含め、これからの公共交通についての考え方を伺います。

A

早期の試験運行開始が望まれています。開始が望まれているところですが、伊達市商工会が実施主体となつて事業を開始することになり、高齢者等の交通弱



試験運行が開始された霊山・月館まちなかタクシー



地域づくりの活動拠点である公民館

方向性をもつて、進めているところ。地区公民館は、地域住民にもっとも親しまれている場所であり、生涯学習、地域づくりの活動の拠点でもあります。本市の行政改革の方針もあり、また、無人の地区の長い歴史的背景もあり、有人化につまましては、慎重に考慮すべき課題であると認識していますので、ご理解を賜りたいと思います。

者の暮らしの利便性の向上に貢献できると期待しています。また、公共交通の方向性についてですが、今年3月から国の補助を受けて地域公共交通総合連携計画を策定する作業を進めています。8月には公共交通の利用状況、それから公共交通に対する市民ニーズの把握等のためにアンケート調査を実施しました。今後は、アンケート調査結果の分析、鉄道の利用促進、路線バス・生活バスの路線見直しと効率化、デマンド交通の拡充を基本に事業計画の企画、立案を進め、年内を目途に計画を策定したいと考えています。今後の検討によつては、福祉

Q

新市計画を見直し、持続的に発展する市財政運営が必要です



佐々木英章 議員

有償運送という概念も視野に入れなければならないものと考えており、策定に当たっては、活性化協議会における審議に加え、パブリックコメント

ト（意見公募手続）等の実施それから議員の皆様にもご議論をお願いしたいと考えていますので、よろしく願いします。

A

新市建設計画につきましては、市独自に枠組みを進める施策と事業の方針を規定したものであり、これを全面的に見直すということにはならないと考えています。

合併推進で総務省は、約350億円が10年間で使えるという計算でありました。合併協議会では、安全性を考えて約250億円という試算でした。実は150億円前後しか使えないという中身が9月2日の財政シミュレーションで示されました。

実際今後7年間で使えるのは100億円以下です。地方交付税の特例措置がなくなり、20億円くらい足りなくなりますが、交付税を削減されても、十分持続できるようにしなければなりません。当局の考えを伺います。

10年後特例措置がなくなり、約20億円の歳入、地方交付税措置がなくなるだろうということで、今の一般会計の規模260億円というのは、相当程度スリム化していかなくてはなりません。当面は、特例措置がなくなるといふ前提のもとに、合併特例債は当然返せる範囲内で行っていくかなければならないということからも、見直しは必要だと考えています。

Q

「快適で便利なまちづくり」について



菅野 与志昭 議員

合併3年が過ぎ、新市建設計画1期が間もなく終了し、2期へと進もうとしているところですが、第1次総合計画に趣旨、内容等が反映され、かつ中・長期行財政改革の考えのもと、今後どのように進めていくのか伺います。



8月29日の局地的大雨による道路災害

また、公共工事は、完成してから責任を引き続き担っているというのが、地元の企業の自負でもあり、緊急時、災害時などに特に大きな役割を果たしてきたと思います。多方面で地域を支えてきた地方の企業、地元の企業が元氣であることが地域の活性化の重要な一つであることは間違いありません。このようなことを考えた中で、公共事業と地元企業、地産地消についてどのように取り組んでいくのか伺います。

A

市民の快適で便利な生活環境を形成するというところのため

の社会生活基盤の整備並びに充実が不可欠であるというところは、十分認識しているところで、第2期に当たっても、財政シミュレーション等を踏まえた上で、その趣旨に合うように取り組んでまいりたいと考えているところです。

昨年10月、外部の有識者による入札制度検証委

Q

雇用促進住宅居住者に将来の安心を



大條 一郎 議員

員会を立ち上げ、入札制度の現状と課題についてご審議をいただいたところです。その結果、地域経済の活性化と良質な社会生活基盤の整備、そして地場企業の育成と雇用機会の確保への配慮等を総合的に勘案し、条件付一般競争入札、その中でも特別簡易型総合評価方式を導入することが適当であるという提言をいた

だいたところでは、この提言を踏まえて、地域要件や地域貢献度合いを反映するような落札システム、また、ダンピング等による品質低下を防止するための最低制限価格並びに低入札価格調査制度等の導入について検討しているところです。

A

独立行政法人雇用能力開発機構から平成17

「高齢者安心住宅」や「子育て支援住宅」として市民に提供する考えはないか、当局の所見を伺います。

今後、雇用促進住宅の譲渡等を完了させることとなり、地方公共団体及び民間への売却が進められています。本市も、保原町柏町に2棟60戸の雇用促進住宅があります。居住されている市民の方々は、将来に大きな不安を抱えて生活をしていきます。現在の入居者に対する市としての支援策について、また、市の計画として、この雇用促進住宅を買収し、



雇用促進住宅

たしておりません。

現在の市の財政状況、あるいは市営住宅の運営戸数が現在735戸あり、さらに民間の賃貸住宅が、特に市内保原町には相当数あるという現状を考えますと、市が雇用促進住宅を買い受けるということについて、金額との兼ね合いからすると、なかなか財政的には厳しいものがあります。この物件については、そう簡単な事案ではないので、もう少し時間をかけて検討させていただきたいと思っています。

Q

やります、あとは財源
小学校医療費の無料化

高橋 一由 議員

要で、決断するには至っておりません。「認定こども園」への制度移行も相手のあることで、時間が必要です。考えられるのは、市から水道事業

運営に3億円を投入していますが、卸もとの水企業団で国から約9億円の還付が起きる予定で、受水単価が下がれば、水道への負担が軽減される額や、広域行政事務組合基金の取り崩しが合意済みなので、伊達市分の4億円等を含め、財源になればと考えています。

Q

市立図書館の今後の運営への
考え方について

佐藤 実 議員

いるとは言い難く、「無料貸本屋」とやゆされる現状の中、今後の運営についての市当局の考え方を伺います。

A

本市の方向性を示すものとして、市民とのパートナーシップを図り、未来の伊達市を構築する情報拠点として、また情報の収集・提供及び調査や相談を通じて地域のコミュニティ活動を情報面から支援することを基本理念とした目指すべき図書館像の基本方針を策定しました。これに基づく図書館づくりを視野に、厳しい財政状況や行財政改革などを勘案しながらも、本来の図書館の管理・運営のあり方について検討してきたところです。特に図書購

入費や職員の配置など、図書館の運営上重要なものでありながら、現状では改善がなかなか困難であり、今後の管理・運営のあり方を総合的に検討の結果、指定管理者制度の導入が図書購入費の増額や専門職員の配置など、本来の図書館機能を発揮するものとなり、この手法が基本方針による図書館づくりに、ひいては利用者へのサービス向上につながるものと考えております。



地域文化の創造の場である市立図書館

A 小学生医療費無料化は実施することで検討は終了しています。この支援策は長期継続が基本となることから、安定財源の確保が重

子育て支援の一環として小学生医療費無料化は必要不可欠です。そのため、3月、6月議会において取り組み状況の確認も含め、早期実現を求めてきました。先般、会派「きょうめい」（共鳴）を10名で結成し、当面の課題について学習・調査を行っています。その中で、現在運営経費が約3億円の保育園・幼稚園を一元民営化し、「認定こども園」とすれば、市の負担額を約6千万円にまで縮減できることが解りました。新たな財源を求めなくても、子育て支援部内の経費の範疇で早期立ち上げが可能と考えますが、市長の見解を伺います。

図書館の設置目的は、国民の教育と文化に寄与することであります。情報や知識を得ることで市民が成長することはもとより、地域文化の創造の場でもあります。すべての市民の読書要求に応える読書環境を創造し、心の安らぎを提供する生涯学習の拠点施設としての役割とあわせ子供の豊かな感性や情操を育む子育て支援の重要な役割も担っています。

しかし、市立図書館は、本来の図書館の役割を果たして

あなたの声を議会に

住民が地方公共団体や地方議会などに対し、要望や希望を述べることを請願と言います。憲法第16条の基本的な人権や地方自治法第124条により請願権が認められています。

請願の取り扱い

議会に提出された請願は、内容により所管する常任委員会審査され、本会議において採択・不採択を決定します。結果は、請願者に通知します。

請願書の出し方

表紙には請願件名および紹介議員の署名を記載し、さらに、本文では趣旨・提出年月日・請願者の住所・氏名（法人の場合は名称と代表者の氏名）を記載し、押印のうえ議長あてに提出してください。

●請願は、1つの案件ごとに1請願書として作成し、2つ以上の案件を1つの請願書に記載しないようにしてください。

※請願（陳情）を提出される際は、事前に議会事務局にご連絡願います。

電話：024-575-1217